

わが秀英舎は東洋へも誇る大権取工場である。
秀英の資本家は欣喜雀躍して憲法實施の日を待た、而して保険料率「百分三」
を強制したのである。

茲に於て吾の出版労働組合秀英工場分會は猛然戦を宣言し保険料
率低減並に該憲法實施によつて當然解散さるべき共済組合資金全
從業員分配の積極的運動を開始したのである。

東洋への権取應は慄然甚矣、狼狽其の極に達し官憲御用組合(秀
英労働組合)幹部と完全なる結核の下に秋暴、野獸的な圧迫を敢て
したのである。

而して遂に彼等は其の主体を暴露し去る十月二十五日出版労働組合員
即ちこの運動中心分子十二名を解雇したのである。

茲に於て吾等は直ちに左の要求條項を交付し爭議團本部を牛込細工

町九番地に置き全的闘争に入つたのである

一 解雇者十二名の復職

一 健康保険掛金の資本家全額負擔

一 共済組合資金の全額分配

一 爭議中の日給全額支給

一 爭議費用の支給

吾等は各友誼團體の應援の下に数多の犠牲を拂ひ悪戦苦闘突に
卒有五日後二十一日尤の如き條件にて大勝利解決した

解決條件

一 健康保険組合保険料率(百分二)を撤回し之を低減す

一 共済組合解散の場合に全額從業員に分配す

一 社則に依り解雇手當 最低 十五日分 最高 三十日分